

京都府の緊急事態の取り組み内容

I. 地域 京都府の全部の市町村

II. 期間 緊急事態の取り組みをすると決めた日の0時から2021年2月7日(日)24時まで

III. 実際にすること

1. できるだけ家にいること
2. イベントなどを行うときの制限
3. 店などの制限
4. 仕事へ行くこと
5. 大学などで守ってもらうこと

1 できるだけ 家いえに いること

どうしても 行いかなければ いけない 用事ようじ 以外いがいは できるだけ 家いえに いてください。

特に 午後8時とく ご ご じからは 家いえに いてください。(国くにの 法律ほうりつ 《特措法第45条 第1項とくそ ほうだい じょう だい こう》)

・下したの 1~4以外いがいは できるだけ 外そとに でないで ください

1 病院びょういんへ 行いくこと

2 食たべ物もの・薬くすり・生活せいかつに 必要ひつような物ものの 買かい物もの

3 必要ひつような 仕し事ごとへ 行いくこと

4 外そとでの 運うんどう動どうや 散さん歩ぽなど 生せいかつ活かつや 健けんこう康こうを 守まもるために 必要ひつようなこと

・特に 午後8時とく ご ご じからは できるだけ 家いえに いてください。

2 イベントなどを行うときの制限

イベントをする人は以下のことを守って行ってください。(国の法律《特措法第24条第9項》)

【参加できる人数】 5,000人まで

【収容できる割合】 建物の中:50%以下

建物の外:人と人との距離を十分に広げる(できるだけ2m)

・午後8時までに終わるように協力をお願いします。

・イベントをする前の相談

全国から多くの人があるようなイベントや参加者が1,000人以上のイベントをする

場合する前に京都府の相談窓口へ相談してください。

3 店などの制限

(1) 国の法律で制限を するところ

レストラン・バー・カラオケボックスなどで 食品衛生法 <=飲み物や 食べ物を あつかうための 法律>の 許可を とって 店を
 しているところは 午後8時までに 店を 閉めて ください。お酒を 出すのは 午前11時から午後7時までに してくださ
 い。(国の 法律 <<特措法第24条 第9項>>)

対象となる 店など	守ってもらう 内容
<p>【飲食店】 レストラン(居酒屋を含む)、カフェなど (配達・家に持って帰るは 制限が ありません) 【遊興施設】 バー・カラオケボックスなどで 食品衛生法の 許可が ある店</p>	<p>午前5時～午後8時までに してください お酒を 出すのは 午前11時～午後7時</p>

協力した店は お金が もらえます

店が もらえるお金	開けている時間を 短くしたら ひとつの店に 1日 60,000円 (定休日<=決まった 休みの日>は 数えませんが)
-----------	---

(2) その他の店や建物について

げきじょう しゅうかいじょう うんどうしせつ ゆうぎじょう とくそほうだい じょう き みせ たてもの ごごじ し
 劇場・集会場・運動施設・遊技場など 特措法第11条が 決めている店や 建物は 午後8時までに 閉めるように
 ねが さいけ だ ごぜん じ ごごじ
 お願いします。(お酒を出すのは 午前11時から午後7時まで)

たいしやう みせ たてもの 対象となる 店や 建物など	ねが ないよう お願いする 内容
うんどうしせつ ゆうぎじょう すぽーつ あそ 運動施設・遊技場 <=スポーツや 遊ぶところ>	した ねが 下の ことを お願いします ・あ じかん みじか ごぜん じ ごごじ 開けている 時間を 短く してください(午前5時～午後8時) お酒を 出すのは 午前11時～午後7時 ・いべんと にん しゅうようりつ まも イベントは 5,000人まで 収容率50%の どちらも 守ること しゅうようりつ たい はい にんずう わりあい 収容率 <=もともと 入っても 良い人数に 対して 入れる 人数の 割合 >
げきじょう かんらんじょう えいがかん えんげいじょう げき えいが 劇場・観覧場・映画館・演芸場 <=劇や 映画を みるどころ など>	
しゅうかいじょう こうかいどう てんじじょう かいぎ いべんと ひと あつ 集会場・公会堂・展示場 <=会議や イベントの ために 人の 集まるどころ>	
はくぶつかん びじゆつかん としょかん 博物館・美術館・図書館	
ほてる りよかん ひと あつ ホテル・旅館 <=人の 集まる場合に 対して です。泊まる部屋は 制限しません。>	
ゆうきやうしせつ 遊興施設※	した ねが 下の ことを お願いします ・あ じかん みじか ごぜん じ ごごじ 開けている 時間を 短く してください(午前5時～午後8時) お酒を 出すのは 午前11時～午後7時
もの う みせ せいかつ ひつよう もの う みせ ふく 物を 売っている店(1,000 m ² 超)<=生活に 必要な 物を 売っている店は 含みませ ン>	
さーびす ていきやう みせ せいかつ ひつよう さーびす サービスを 提供している店(1,000 m ² 超)<=生活に 必要な サービスを していると ころは 含みません>	

※ 遊興施設のうち 食品衛生法の 許可を受けている店は 特措法による 制限を します。

と ひと おお ねっとかふえ まんがきつさ せいげん ねが
 泊まる人が 多い ネットカフェ・マンガ喫茶などは この 制限を お願いしません。

4 仕事へ行くこと

会社などにテレワーク<インターネットを>使って家などで仕事<=インターネット>をすることを強くお願いします（国の法律<<特措法第24条 第9項>>）

- ・「会社へ行って仕事をする人の数を70%減らすこと」を目標にします。テレワークをするようにします。どうしても会社でしか仕事ができない場合は会社が決めた日・時間・自転車などで行くようにします。
- ・上のようにするのが難しい場合は休みを別の日にしたり自分で休みを取るなど人と会うことを少なくします。
- ・どうしてもしないとイケない仕事以外は午後8時から後の仕事をしないようにします。

5 大学などで 守って もらうこと

大学などに 病気を 広げない ために してもらうこと。学生に 気をつけて もらうこと。(国の
法律 《特措法第24条 第9項》)

- ・ 病気を 広げない ために 学校で する授業と インターネットを 使って する授業などで 勉強 できるように してください。
- ・ クラブ活動などや 寮などで 病気を 広げないように するよう 気をつけて ください。人が 集まって お酒を 飲んだり することは やめてください。クラブ活動でも 他の場所へ 行ったり 多くの人が 集まることは やめてください。
- ・ 大学は 入学試験で 病気を 広げないように 気をつけて ください。また 新型 コロナウイルスで 試験が 受けられない 人が ないように 後からでも 試験が 受けられるように してください。